

令和8年3月13日

熊本ブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和8年3月13日、熊本市の株式会社T a K u R o o他16社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、熊本ブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（5割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 申請者

事業者名：株式会社T a K u R o o

住 所：熊本県熊本市中央区世安3丁目6番15号
他16社

2. 運賃改定申請の概要（普通車申請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	申 請 運 賃
普通車	1. 2kmまで 700円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	1. 3kmまで 700円

【加算運賃】

車種区分	申 請 運 賃
普通車	287mまで 100円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	347mまで 100円

（※1）熊本ブロック（運賃が適用される地域）

熊本県全域

（※2）熊本ブロック 事業者数及び車両数（令和8年3月13日現在）

事業者数：137者

車 両 数：2, 533両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、榎田

電 話092-472-2527



九州運輸局